

○厚生労働省告示第二百九十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第1の1中(176)を(177)とし、(4)から(175)までを(5)から(176)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) アムタセプト（遺伝子組換え）

別表第2の1中(51)を(52)とし、(34)から(50)までを(35)から(51)までとし、(33)の次に次のように加える。

(34) パクリタキセル（人血清アルブミンを含有するものに限る。）